

京都市告示第 121 号

介護保険法（以下「法」という。）第 115 条の 20 第 1 項の規定に基づき、法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者を次のとおり指定しました。

平成 19 年 6 月 29 日

京都市長 梶本 頼兼

事業所名称（介護保険事業所番号）	事業所所在地	申請者	指定年月日
京都市花園地域包括支援センター指定介護予防支援事業所 (2600700096)	右京区花園伊町44番地13オフィス花園101号	社会福祉法人 健光園	平成19年 4月1日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)